

役員の報酬等並びに費用に関する規程

平成23年11月28日 評議員会決議

24 (規程) 第2号

改正 平成26年6月26日 評議員会決議

26 (規程) 第3号

改正 平成28年6月24日 評議員会決議

28 (規程) 第1号

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び公益財団法人放射線計測協会（以下「協会」という。）定款第36条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、理事長、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長及び常勤役員の報酬等は年額とする。
- 3 理事長以外の非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 4 役員には、賞与を支給しない。
- 5 理事長及び常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 当協会の理事長及び常勤役員の報酬等の年額は、別表第1「理事長及び常勤役員の報酬等の年額」を限度として、実支給額は理事会において決定する。

- 2 理事長及び常勤役員の報酬等の月額は、報酬等の年額の12分の1に相当する額とする。なお、常勤役員の就退任等の異動が月の途中において生じたときは、日割計算をもって支給する。この場合の日額は、月額を当該月の休日以外の日数で除して得た額とする。
- 3 非常勤役員に対する報酬等は別表第2「非常勤役員の報酬等」に基づき支払うものとする。

(報酬等の支給日及び支払い方法)

第5条 理事長及び常勤役員の報酬等の支給日は、毎月18日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）とする。非常勤役員にあっては、理事会出席等、必要な都度支払う。

- 2 理事長及び常勤役員の報酬等は、法令に基づき、その報酬等から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で、直接理事長及び常勤役員に支給する。ただし、理事長及び常勤役員から申し出があった場合には、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 非常勤役員の報酬等は、法令に基づき、その報酬等から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で、直接非常勤役員に支給する。ただし、非常勤役員から申し出があった場合には、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、理事長及び常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、遺族に支払うものとする。

- 2 理事長及び常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間1年度ごとに、各年度に支給された年額の12分の1に相当する金額を合算して得られた額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。

(勤続年数の計算)

第7条 退職慰労金の算定の基礎となる勤続期間は、理事長及び常勤役員として在職した期間とし、任期満了後、引き続き再任された場合は、引き続き在職したものとみなす。ただし、在職期間は当初就任日より起算して8年間を上限とする。

- 2 前項の在職年数の計算は、理事長及び常勤役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数を12で除して得た年数とする。
- 3 常勤役員が任期満了の日以前に非常勤役員に選任されたときは、その者の退職金の支給に関しては、その選任の日の前日に退職したものとみなす。

(費用)

第8条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 理事長には、必要に応じ、通勤に要する交通費を実費で支給する。

3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

(公表)

第9条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成26年6月26日 評議員会決議）

この規程は、平成26年6月26日から施行する。

附 則（平成28年6月24日 評議員会決議）

この規程は、平成28年6月24日から施行する。

<別表第1>

理事長及び常勤役員の報酬等の年額

理 事 長	年額 3,600,000円
専 務 理 事	年額 9,180,000円
常 務 理 事	年額 8,550,000円

<別表第2>

非常勤役員の報酬等

理事会等の出席、その他必要な都度

非常勤理事	日額 20,000円
非常勤監事	日額 20,000円